

伊佐市農業委員会第3回総会議事録

1. 開催日時 令和5年6月28日(水) 午前9時00分から10時6分

2. 開催場所 菱刈庁舎 3階大会議室

3. 出席委員 (23人)

会 長 13番委員

委 員

農業委員		農地利用最適化推進委員	
1番委員	7番委員	2番推進委員	9番推進委員
3番委員	8番委員	3番推進委員	10番推進委員
4番委員	9番委員	4番推進委員	11番推進委員
6番委員	10番委員	5番推進委員	13番推進委員
	11番委員	6番推進委員	14番推進委員
		7番推進委員	15番推進委員
		8番推進委員	

4. 欠席委員 (4人)

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名 7番委員 8番委員

第2 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・編入)
申出」の意見決定について

議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第6号「非農地証明願」について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長

農地振興係長

農地振興係書記

農地振興係書記

【開始時間 午前9時00分】

事務局長 おはようございます。只今より、令和5年度 第3回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。
本日の出席人数は10名で、規定に達しておりますので総会は成立いたします。それでは、会長よろしく申し上げます。

議長 皆様おはようございます。田植えはお済みになったでしょうか。伊佐は水田地帯ですので、今が最盛期の様です。また、本日総会終了後に農地利用状況調査の研修会がございます。7月から9月にかけて調査をしていただく計画ですのでよろしくお願いいたします。
本日の議事録署名委員を指名いたします。7番農業委員と8番農業委員にお願いいたします。皆様をお願いします。総会時間中は、私語、雑談を禁止いたします。ご意見質問は、報告終了後にお願いいたします。
只今より総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より諸般の報告について、報告1号「農地法第18条第6項の規定による通知」、報告2号「農地の利用目的変更」についての報告を求めます。

事務局 報告1号「農地法第18条第6項の規定による通知」につきまして、資料1ページ農業経営基盤強化促進法による解約が2件です。
引き続き資料2ページをご覧ください。報告第2号「農地の利用目的変更」につきましてですが、去る6月23日に現地調査を行いましたので報告します。
番号1番の申請人 TMさんは、伊佐市大口小木原に居住され年齢は49歳です。
申請地は、伊佐市大口山野字向井野830番で、地目は田、地積は520㎡です。
所在地は、平出水小学校から北へ約1kmに位置し、昔から水利がなく父親が管理のみを行っていましたが、今回、申請人が相続したため、盛り土をして野菜を栽培したいということでの申請であります。
番号2番の申請人 KHさんは、伊佐市大口里に居住され年齢は60歳です。
申請地は、伊佐市大口里字耳田原1386番2ほか1筆、地目は全て畑、地積は2筆合計187㎡です。

所在地は、大口市役所本庁舎から南西へ約800mに位置し、平成15年の国土調査において筆界未定地となっていましたが、当時から田として一体利用されており、今回境界確定したことから所有している田と合筆し一体利用したいとのことであります。

なお、2件の届出につきましては、変更届出書及び土地改良区の意見書が添付されていることから本届出書は適切であると思われま。以上、報告を終わります。

議長 報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいたします。ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

————— 議案第1号 —————

議長 なしということですので、只今から議案の審議に入ります。議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について議題とします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定のうち、貸借について説明いたします。9ページの総括表をご覧ください。期間は1年から10年で、面積は合計90,164㎡で利用権を設定する者の数は27人、設定を受ける者の数は20人です。土地の詳細については資料3ページから8ページ、番号1番から27番のとおりです。以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということですので、お諮りいたします。
議案第1号について事務局の報告のとおり、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」

に係る意見については決定いたしました。

議案第2号

議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について提案いたします。整理番号1番から16番まで一括で報告をお願いします。ご意見、ご質問は、全ての報告終了後お願いいたします。
整理番号1番について、11番農業委員の報告を求めます。

11番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号1番につきまして、去る6月23日に現地調査を行いましたので、11番が報告いたします。

申請人 HYさんは、伊佐市大口白木に居住され年齢は44歳です。

渡し人 TSさんは、鹿児島市玉里団地に居住される市外住民です。

申請地は、伊佐市大口鳥巢字外一町1042番3、地目は田、地積は955㎡の所有権移転売買になります。

農業従事者は3名で、通作距離は自宅から約2kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくをお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号2番について、3番農業委員の報告を求めます。

3番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号2番につきまして、去る6月23日に現地調査を行いましたので、3番が報告いたします。

申請人 MHさんは、伊佐市菱刈荒田に居住され年齢は48歳です。

渡し人 株式会社 Mは、伊佐市菱刈荒田に所在のある農地所有適格法人です。

申請地は、伊佐市大口曾木字山城2243番6ほか2筆で、地目は全て田、地積は3筆合計で6,424㎡の所有権移転売買になります。

農業従事者は1名で、通作距離は自宅から約3kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろし

くお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号3番から7番地ついて、8番農業委員の報告を求めます。

8番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号3番から7番につきまして、去る6月22日に現地調査を行いましたので、8番が報告いたします。

申請人 KAさんは、伊佐市菱刈市山され年齢は83歳です。

3番の渡し人 YTさんは、東京都江東区越中島に居住される市外住民です。

申請地は、伊佐市菱刈市山字宮之前845番1、地目は田、地積は582㎡の所有権移転贈与になります。

4番の渡し人 OKさんは、神奈川県横浜市瀬谷区橋戸に居住される市外住民です。

申請地は、伊佐市菱刈市山字宮之前845番2、地目は田、地積は386㎡の所有権移転贈与になります。

5番の渡し人 KHさんは、埼玉県入間市東町に居住される市外住民です。

申請地は、伊佐市菱刈市山字宮之前845番3、地目は田、地積は862㎡の所有権移転贈与になります。

この3筆は、申請人が所有している田と圃場整備の区画が同一であり現況は1枚の水田となっております。

次に6番の渡し人 THさんは、神奈川県横浜市保土ヶ谷区初音ヶ丘に居住される市外住民です。

申請地は、伊佐市菱刈市山字中道671番1、地目は田、地積は924㎡の所有権移転贈与になります。

7番の渡し人 KTさんは、神奈川県鎌倉市西鎌倉に居住される市外住民です。

申請地は、伊佐市菱刈市山字中道671番2、地目は田、地積は963㎡の所有権移転贈与になります。

この2筆も申請人が所有している田と圃場整備の区画が同一であり現況は1枚の水田となっております。

農業従事者は3名で、通作距離は自宅から約500mで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号8番について、7番農業委員の報告を求めます。

7番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号8番につきまして、去る6月19日に現地調査を行いましたので、7番が報告いたします。

申請人 HMさんは、伊佐市菱刈徳辺に居住され年齢は93歳です。

渡し人 HKさんは、伊佐市菱刈徳辺に居住され年齢は91歳です。

申請地は、伊佐市菱刈徳辺字雁田1072番21ほか1筆で、地目は全て畑、地積は2筆合計で1,187㎡の所有権移転贈与になります。

農業従事者は1名で、通作距離は自宅に隣接しております。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号9番について、8番農業委員の報告を求めます。

8番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号9番につきまして、去る6月22日に現地調査を行いましたので、8番が報告いたします。

申請人 NRさんは、伊佐市菱刈前目に居住され年齢は69歳です。

渡し人 NJさんは、始良市加治木町反土に居住される市外住民です。

申請地は、伊佐市菱刈前目字前田3771番1で、地目は田、地積は330㎡の所有権移転売買になります。

農業従事者は1名で、通作距離は自宅から約1.5kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号10番、11番について、10番農業委員の報告を求めます。

10番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号10番につきまして、去る6月25日に現地調査を行いましたので、10番が報告いたします。

申請人 STさんは、伊佐市大口曾木に居住され年齢は67歳です。
渡し人 MJさんは、埼玉県蓮田市馬込に居住される市外住民です。
申請地は、伊佐市大口曾木字岩本3126番で、地目は田、地積は1,015㎡の所有権移転売買になります。

農業従事者は2名で、通作距離は自宅から約800mで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

続きまして、整理番号11番につきまして、去る6月25日に現地調査を行いましたので、10番が報告いたします。

申請人 KSさんは、伊佐市大口曾木に居住され年齢は62歳です。
渡し人 MJさんは、埼玉県蓮田市馬込に居住される市外住民です。
申請地は、伊佐市大口曾木字小僧谷2883番で、地目は田、地積は1,516㎡の所有権移転売買になります。

農業従事者は2名で、通作距離は自宅から約50mで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号12番について、9番農業委員の報告を求めます。

9番
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号12番につきまして、去る6月23日に現地調査を行いましたので、9番が報告いたします。

申請人 HMさんは、伊佐市大口小木原に居住され年齢は73歳です。
渡し人 SJさんは、東京都青梅市河辺町に居住される市外住民です。
申請地は、伊佐市大口山野字泉淵1661番1で、地目は田、地積は1,211㎡の所有権移転売買になります。

農業従事者は2名で、通作距離は自宅から約6.5kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長	整理番号13番について、6番農業委員の報告を求めます。
6 番 農 業 委 員	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号13番につきまして、去る6月17日に現地調査を行いましたので、6番が報告いたします。</p> <p>申請人 MHさんは、伊佐市大口下殿に居住され年齢は53歳です。</p> <p>渡し人 MTさんは、伊佐市大口小木原に居住され年齢は76歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市大口小木原字日勝山500番2で、地目は畑、地積は416㎡の所有権移転売買になります。</p> <p>農業従事者は1名で、通作距離は自宅から約15kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。</p> <p>以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。</p>
議 長	整理番号14番について、1番農業委員の報告を求めます。
1 番 農 業 委 員	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号14番につきまして、去る6月24日に現地調査を行いましたので、1番が報告いたします。</p> <p>申請人 KRさんは、伊佐市大口里に居住され年齢は46歳、新規就農者です。</p> <p>渡し人 KDさんは、埼玉県所沢市北原町に居住される市外住民です。</p> <p>申請地は、伊佐市大口目丸字東山1290番1ほか1筆で、地目は全て畑、地積は2筆合計で585㎡の所有権移転売買になります。</p> <p>農業従事者は1名で、通作距離は自宅から約3kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。</p> <p>以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、営農計画書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。</p>
議 長	整理番号15番について、事務局の報告を求めます。
事 務 局	議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号15番につきまして、去る6月21日に2番農業委員が

現地調査を行いましたので、事務局が代読して報告いたします。

申請人 NKさんは、伊佐市菱刈南浦に居住され年齢は61歳です。

渡し人 KKさんは、伊佐市菱刈南浦に居住され年齢は78歳です。

申請地は、伊佐市菱刈南浦字日ノ丸1980番2で、地目は田、地積は1,341㎡の所有権移転売買になります。

農業従事者は1名で、通作距離は自宅から約1kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、報告を終わります。

議長 整理番号16番について、4番農業委員の報告を求めます。

4番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号16番につきまして、去る6月19日に現地調査を行いましたので、4番が報告いたします。

申請人 TTさんは、伊佐市大口金波田に居住され年齢は38歳です。

渡し人 亡AN相続財産清算人 弁護士 YKさんはI法律事務所に在籍です。

申請地は、伊佐市大口大島字長ミトイ45番2ほか2筆で、地目は田が2筆と畑が1筆、地積は3筆合計で2,513㎡の所有権移転売買になります。

農業従事者は1名で、通作距離は自宅から約1kmです。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号1番から16番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号1番から16番については許可が決定いたしました。議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数16件について、16件の許可が処分決定いたしました。

————— 議案第3号 —————

議長 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出」の意見決定について提案いたします。整理番号1番について、3番農業委員の報告を求めます。

3番農業委員 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出」の意見決定についてのうち、整理番号1番につきまして、去る6月23日、申請人の立会いのもと、9番推進委員、10番推進委員、私3番農業委員の3名で共同調査を行いましたので、3番が報告いたします。

申請人は、伊佐市大口針持にお住いのIAさんで年齢は83歳です。

申請地は、伊佐市大口針持字菖蒲迫3289番地28ほか1筆で、地目は田が1筆と原野が1筆ですが現況は田であります。地積は2筆合計で4,108㎡であります。

申請地は、針持小学校から北西へ約3kmに位置しており、東側は田、北側、西側、南側は山林であります。申請の目的は、これまで農用地区域に入っていなかったため中山間地域直接支払制度の対象外でありましたが、今回編入し直接支払制度を活用した農地の保全に努めたいということであります。現況は良く管理された農地であり、地域の農業振興を図る観点から編入することに支障はないと思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図、配置図等が添付されております。以上のことから、この申請については3名の調査員の意見において区域編入は問題ないと判断いたしました。委員の皆様のご審議方よろしく願いいたします。報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

（「質疑なし」という声、多数あり。）

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号1番について、意見決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号1番は、意見並びに許可が決定いたしました。整理番号2番について、3番農業委員の報告を求めます。

3番農業委員 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・編入)申出」の意見決定についてのうち、整理番号2番につきまして、去る6月23日、申請人の立会いのもと、9番推進委員、10番推進委員、私3番農業委員の3名で共同調査を行いましたので、3番が報告いたします。

土地の所有者は、伊佐市大口針持番地にお住いの 管理者 IMさんで年齢は86歳です。IFさん名義の農地です。

申請地は、伊佐市大口針持字天ヶ淵1897番ほか1筆で、地目は全て田、地積は2筆合計で2,790㎡であります。

申請地は、針持小学校から西へ約2kmに位置しており、東側は宅地、北側は田、西側は田、南側は宅地であります。申請の目的は、これまで農用地区域に入っていなかったため中山間地域直接支払制度の対象外でありましたが、今回編入し直接支払制度を活用した農地の保全に努めたいということであります。現況は良く管理された農地であり、地域の農業振興を図る観点から編入することに支障はないと思われます。

添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図、配置図等が添付されております。以上のことから、この申請については3名の調査員の意見において区域編入は問題ないと判断いたしました。委員の皆様のご審議方よろしく願います。報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

8番農業委員 8番ですが、今、農用地区域に申請中ですね。この申請が許可された場合は、もう1回こういう報告をされるのですか。

事務局 今回の申請については編入ということでございます。今現在は、農用地区域外ということで、農政課の方に申請者の方が編入をしたいということで申し出をされております。農業委員会に対しましては、編入についての意見を求められ、今回、現地調査をしていただきました。その結果、総会の中で承認をいただいた場合は、編入については妥当ということで意見を農政課の方へ答申いたします。その後、農政課は所要の事務手続きを行い完了するということになりますので、今回の審議で承認されれば編入され

るということで理解していただければと考えております。

議長 他に、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号2番について、意見決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号2番は、意見並びに許可が決定いたしました。議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・編入)申出」の意見決定について、申請件数2件について2件の意見が決定いたしました。

————— 議案第4号 —————

議長 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定について、整理番号1番、2番について関連がありますので一括で報告をお願いします。6番農業委員の報告を求めます。

6番農業委員 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号1番について、去る6月23日、申請人の UKさんと妻の立会いのもと、4番推進委員、5番推進委員、私6番農業委員の3名で共同調査をしましたので、6番が報告いたします。

申請人は、伊佐市大口大田にお住いの UKさんで年齢は73歳です。

申請地は、伊佐市大口里字樋之口329番1ほか3筆で、地目は全て田、地積は4筆合計で1,203㎡です。

農地区分は、第3種農地で第一種中高層住居専用地域内の農地となっており、転用目的は宅地造成となっております。

所在地は、轟公園から東へ約200mに位置しており、東側は宅地、西側は田、南側は宅地、北側は宅地であり、周囲に与える影響はないかと思われます。転用目的は宅地造成となっておりますが、隣接農地については盛土を行い、土留工事を行うなど被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われます。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約

書、土地改良区の意見書等が添付されております。

続きまして、整理番号2番について、去る6月23日、申請人の UKさんと夫の立会いのもと、4番推進委員、5番推進委員、私6番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、6番が報告いたします。

申請人は、伊佐市大口大田にお住いの UKさんで年齢は69歳です。

申請地は、伊佐市大口里字樋之口326番1ほか4筆で、地目は全て田、地積は5筆合計で1,085㎡です。

農地区分は、第3種農地で第一種中高層住居専用地域内の農地となっており、転用目的は宅地造成となっております。

所在地は、轟公園から東へ約200mに位置しており、東側は田、西側は田、南側は宅地、北側は宅地であり、周囲に与える影響はないかと思われます。転用目的は宅地造成となっておりますが、隣接農地については盛土を行い、土留工事を行うなど被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われます。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、土地改良区の意見書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号1番、2番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって、整理番号1番、2番は処分決定いたしました。議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数2件について、2件が処分決定いたしました。

————— 議案第5号 —————

議長 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について、整理番号1番について9番農業委員の報告を求めます。

- 9 番 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定につ
農業委員 いてのうち、整理番号1番について、去る6月23日、申請人の代理人で
ある S行政書士の立会いのもと、3番推進委員、7番推進委員、私9番
農業委員の3名で共同調査をしましたので、9番が報告いたします。
- 譲受人は、伊佐市大口鳥巢にお住いの HKさんで年齢は32歳です。
譲渡人は、伊佐市大口原田にお住いの MHさんで年齢は75歳です。
本申請は、所有権移転売買による転用で農地区分は第2種農地その他の
農地となっており、転用目的は一般住宅であります。
- 申請地は、伊佐市大口鳥巢字町768番6で、地目は田、地積は494
m²です。
- 所在地は、大口総合グラウンドから北西へ約500mに位置しており、
北側は宅地、西側は宅地、南側は宅地、東側は道路であり、周囲に与える
影響はないかと思われます。
- 添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除
計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約
書等が添付されております。
- 調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切で
あると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いい
たします。以上で報告を終わります。
- 議 長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。
- (「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号1番に
ついて、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議 長 賛成多数。よって整理番号1番は、処分決定いたしました。整理番号2
番、3番については、一体事業となりますので一括で報告をお願いします。
7番農業委員の報告を求めます。
- 7 番 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定につ
農業委員 いてのうち、整理番号2番、3番について、去る6月23日、申請人の W
Jさん及びT貿易代表取締役の立会いのもと、13番推進委員、14番推
進委員、私7番農業委員の3名で共同調査をしましたので、7番が報告い

たします。

譲受人は、霧島市隼人町東郷にお住いの W J さんで年齢は32歳、市外住民です。

整理番号2番の譲渡人は、鹿児島市魚見町にお住いの MI さんで年齢は76歳、市外住民です。

申請地は、伊佐市菱刈重留字松元333番で、地目は田、地積は1,911㎡です

整理番号3番の譲渡人は、伊佐市大口目丸にお住いの MH さんで年齢は50歳、自治会は水ノ手です。

本申請は、所有権移転売買で農地区分は第2種農地その他の農地となっており、農用地区域外で転用目的は貸資材置場であります。

申請地は、伊佐市菱刈重留字松元334番で、地目は田、地積は60㎡です。

所在地は、田中小学校から南南西へ約1.5kmに位置する国道268号線に隣接しており、隣地で行っている廃棄物処理業において搬入物の増加に伴い資材置場が不足しているため当該農地を埋め立て資材置場として利用する計画となっております。利用にあたっては田を埋め鉄製あるいはコンクリート製の擁壁を周囲に張り巡らし周辺への影響を及ぼさないようにする計画であります。雨水の排出については、溜枘やU字溝を設置し道路側溝に排出する計画となっております。近隣農地へ流れ込むことがないように計画を遵守するよう要請いたしました。

北側は国道、西側、南側は山林、東側は廃棄物処理場であり、周囲に与える影響はないかと思われまます。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、土地改良区の意見書、土地賃貸借契約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願ひいたします。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号2番、3番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号2番、3番は処分決定いたしました。整理番号4番について1番農業委員の報告を求めます。

1番農業委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号4番について、去る6月23日、申請人の代理人である〇行政書士の立会いのもと、事務局、2番推進委員、私1番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、1番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市菱刈市山にお住いのSKさんで年齢は49歳です。

譲渡人は、埼玉県所沢市北原町にお住いのKDさんで年齢は78歳、市外住民です。

本申請は、所有権移転売買による転用で農地区分は第2種農地その他の農地となっており、転用目的は一般住宅であります。

申請地は、伊佐市大口目丸字東山1290番6で、地目は畑、地積は500㎡です。

所在地は、大口東小学校から東へ約50mに位置しており、東側は畑、西側は畑と宅地、南側は市道、北側は原野と畑であり、周囲に与える影響はないかと思われま。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号4番は、処分決定いたしました。議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数4件について、4件が処分決定いたしました。

議長 議案第6号「非農地証明願」について提案いたします。整理番号1番について、1番農業委員の報告を求めます。

1番農業委員 議案第6号「非農地証明願」についてのうち整理番号1番について、去る6月23日、事務局の立会いのもと、1番推進委員、2番推進委員、私1番農業委員の3名で共同調査をしましたので、1番が報告します。

申請人は、伊佐市大口木ノ氏にお住いの YRさんです。

申請地は、伊佐市大口木ノ氏字木洲平1760番64で、地目は畑、地積は408㎡です。

申請地の所在地は、大口電子から南へ約1kmに位置しており、周囲の状況は、東側が山林と原野、西側は山林と原野、南側は宅地、北側は山林であります。

非農地になった時期及び理由としては、昭和60年代より鳥獣被害及び日照条件の悪さにより不耕作地となり現在に至るとのことでした。

調査の結果、既に農地性は喪失しており農地への復旧は困難であると3名の調査員とも判断しました。添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図等が添付されています。委員の皆様方のご審議方よろしく願いいたしまして私の報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号1番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号1番は、非農地証明が決定いたしました。整理番号2番について、11番農業委員の報告を求めます。

11番農業委員 議案第6号「非農地証明願」についてのうち整理番号2番について、去る6月23日、事務局の立会いのもと、4番農業委員、6番推進委員、私11番農業委員の3名で共同調査をしましたので、11番が報告します。

申請人は、福岡県福岡市中央区平尾にお住いの IMさんです。

申請地は、伊佐市大口牛尾字豆漬1574番1で、地目は畑、地積は426㎡です。

申請地の所在地は、牛尾簡易郵便局から南へ約100mに位置しており、周囲の状況は、北側は田、東側は畑、西側と南側は宅地であります。

非農地になった時期及び理由としては、平成9年5月頃、所有者が体調を崩したことから畑として管理が出来なくなり、畑としての耕作を断念し現在に至るとのことでした。

調査の結果、既に農地性は喪失しており農地への復旧は困難であると3名の調査員とも判断しました。添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図等が添付されています。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひいたしまして私の報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号2番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号2番は、非農地証明が決定いたしました。議案第6号「非農地証明願」については、2件申請のうち2件の非農地証明が決定いたしました。

議長 その他、事務局お願いします。

事務局 総会資料の最終ページをお開きください。6月の月例報告をいたします。5日、6月の定例常設審議委員会につきましては、諮問案件がありませんでしたので欠席でした。23日、市内現地調査を一斉に行いました。28日、本日ですが第3回農業委員会総会です。

7月の行事予定ですが、5日に7月の定例常設審議委員会が鹿児島市で開催予定です。21日が現地調査です。28日が第4回農業委員会総会となります。月例報告は以上です。

議長 その他、皆様から何かございませんか。

(「なし」という声、あり。)

事務局 長

以上で、令和5年度 第3回農業委員会総会を終了します。
姿勢を正してください。
一同礼。おつかれ様でした。

【終了時間 午前10時6分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 会 長

伊佐市農業委員 7 番

伊佐市農業委員 8 番